

第 11 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 20 年 12 月 19 日 (金曜日)

議事日程

平成 20 年 12 月 19 日 午前 10 時 30 分 開議

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 144 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 145 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 146 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 147 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 148 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 149 号 公益法人制度改革及び政策金融改革等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 150 号 権利の放棄（補助金返還額の減額）について
- 日程第 8 議案第 152 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 153 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 154 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 155 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 156 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 議案第 157 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 158 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 15 議案第 159 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 16 議案第 160 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 161 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 162 号 平成 20 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 163 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 21 陳情第 29 号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情
- 日程第 22 陳情第 31 号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第 23 陳情第 32 号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情
- 日程第 24 陳情第 34 号 すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情
- 日程第 25 大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 26 発議案第 20 号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 27 発議案第 21 号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての意見書の提出について
- 日程第 28 発議案第 22 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について
- 日程第 29 議員派遣について
- 日程第 30 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 陳情第 13 号）
- 日程第 31 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 陳情第 19 号）
- 日程第 32 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 21 号）
- 日程第 33 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 28 号）
- 日程第 34 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 30 号）
- 日程第 35 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 33 号）
- 日程第 36 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 36 号）
- 日程第 37 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 39 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 40 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

日程第 1 議案第 144 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第 2 議案第 145 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 3 議案第 146 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 147 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 148 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 149 号 公益法人制度改革及び政策金融改革等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 150 号 権利の放棄（補助金返還額の減額）について
- 日程第 8 議案第 152 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 153 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 154 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 155 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 156 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 157 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 158 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 159 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 160 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 161 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 162 号 平成 20 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 163 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 陳情第 29 号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情
- 日程第 22 陳情第 31 号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第 23 陳情第 32 号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情
- 日程第 24 陳情第 34 号 すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情
- 日程第 25 大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 26 発議案第 20 号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 27 発議案第 21 号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方について

ての意見書の提出について

日程第 28 発議案第 22 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について

日程第 29 議員派遣について

日程第 30 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 陳情第 13 号）

日程第 31 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 陳情第 19 号）

日程第 32 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 21 号）

日程第 33 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 28 号）

日程第 34 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 30 号）

日程第 35 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 33 号）

日程第 36 閉会中の継続審査について（教育民生常任委員会 陳情第 36 号）

日程第 37 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 39 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 40 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（19名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	7 番 川 島 正 寿
8 番 岩 井 美 保 子	9 番 秋 田 美 喜 雄
10 番 尾 古 博 文	11 番 諸 遊 壊 司
12 番 足 立 敏 雄	13 番 小 原 力 三
14 番 岡 田 聰	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
	(12時5分 退席)
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口隆之	副町長	田中祥二
教育長	山田晋	代表監査委員	椎木喜久男
総務課長	田中豊	企画情報課長	野間一成
住民生活課長	小西廣子	税務課長	中田豊三
建設課長	押村彰文	農林水産課長	池本義親
水道課長	船田晴夫	福祉保健課長	戸野隆弘
人権推進課長	近藤照秋	観光商工課長	小谷正寿
大山振興課長	福留弘明	診療所事務局長	斎藤淳
地籍調査課長	種田順治	教育次長	狩野実
社会教育課長	小西正記	学校教育課長	西田恵子
幼児教育課長	高木佐奈江	農業委員会事務局長	高見晴美

午前 10 時 30 分 開議

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。9日から始まりました12月定例会、いよいよ本日が最終日となりました。本日は、議案についての質疑・討論・採決を行なっていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 144 号

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第144号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第144号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 145号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、議案第 145号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 145号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 145号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 146号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 146号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 146号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 146号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 147号

○議長（鹿島 功君） 日程第 4、議案第 147号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第147号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第147号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 148号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第148号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第148号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 149号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第149号 公益法人制度改革及び政策金融改革等に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 2、3点質問いたします。まず、公益法人等から公益法人的になりました。この背景は何でありますか。

2点目は、この公益法人的というのはどのようなものをさしますか。公共性のルールの変更でありますか。さらに民法を出して説明されましたが、民法は、明治29年

に制定されています。民法からの言及はなんでありましたか。以上。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。まず、公益法人というものが、公益的法人という表現に何故変わったかということでございますけれども、以前の公益法人というのは、具体的に言いますと、町内にあります公益法人というものを挙げますと、例えば漁協さんとか商工会さんとか、そういったものが公益法人という位置付けになされておりましたけれども、最近、最近と申しますか、明治に制定された民法の段階では、想定されなかった非営利活動、NPO法人等の団体が出たということで、平成18年ですか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律というものができまして、そういった非営利活動の団体を公益法人と呼ぶことになりまして、漁協さんとか商工会につきましては、区別するために公益的法人ということに位置づけられたものでございます。

それから民法との絡みということですが、先ほども言いましたように明治時代に制定された民法の主旨と要は今の状況は合致しないということで、今回大きな法律改正が成されたというふうに理解をしております。ちょっとこれで答弁なったかどうか、また再質問いただければと思います。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 公共施設と申しても非常にエリアが広いわけですね。例えばインフラ系、文化施設系、スポーツ施設系、福祉施設系、コミュニティー施設系、その他の施設系というのがありますが、これらはすべて公益的の中に含まれますか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ご質問の主旨がよく分かりませんが、公益的法人というのは、先ほど言いましたように町内にある団体とすれば、漁業協同組合さんとか、商工会さんというようなものでありまして、その公共施設のことはないかと思っておりますけれども、その辺ちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 西山議員、いいですか。

○議員（20番 西山富三郎君） はい。しょうがない。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第149号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 150号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第150号 権利の放棄（補助金返還額の減額）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第150号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第150号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 152号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第152号 平成20年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第152号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 153号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第153号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第153号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第153号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 154号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第154号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第154号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第154号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 155号

○議長（鹿島 功君） 日程第 11、議案第 155号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 155号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 155号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 156号

○議長（鹿島 功君） 日程第 12、議案第 156号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 156号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 156号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 157号

○議長（鹿島 功君） 日程第 13、議案第 157号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第157号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第157号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第158号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第158号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第158号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第158号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第159号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第159号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第159号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第159号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第160号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第160号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） 3ページ、売電収入が340万の減になってますが、この日数等、内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） 野口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。売電収入の減でございますが、売電収入につきましては、発電量が目標の71.23%ということでございました。これが、4月から10月までの実績でございます。これを金額に換算いたしますと340万でございます、これを減額いたしましたものでございます。以上でございます。

○議員（17番 野口俊明君） 議長、17番。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） そういたしますと、まだこの冬場のあれで結構この頃強い風が吹いているわけですが、こんなんの予測で増えるというような可能性はないと、まあ例年どおりだということですね。

○議長（鹿島 功君） 答弁。企画情報課長。

○企画情報課長（野間一成君） お見込みの通りでございます。

○議員（17番 野口俊明君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第160号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第160号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第161号

○議長（鹿島 功君） 日程第17、議案第161号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第161号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第161号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第162号

○議長（鹿島 功君） 日程第18、議案第162号 平成20年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第162号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第162号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 19 議案第 163号

○議長（鹿島 功君） 日程第19、議案第163号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第6号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第163号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本定例会の一般質問でも多くの議員さんからご心配をいただきました、昨今の世界的な金融不安、経済不況が地域に与える影響を考慮し、町内事業者や生活者の安心実現のため平成21年度予定事業の前倒しや、町商工会の格安商品券発行の取り組みへの助成を決定し、既定予算の追加補正の議決を求めるものであります。

この補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億8,956万3,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第55款国庫支出金は、1,300万円の増額で、国において内部留保されていた地方道路整備臨時交付金の追加であります。

第80款繰越金は、1,810万円の増額であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第35款商工費は80万円の増額で、町商工会が町内事業者の不況対策として1割分お得なお買い物券を発行し、町内生活者の消費意欲を促されることに伴い、事業者の負担を軽減するためその上乘せ部分の8割を助成することとし、町の商工会補助金を追加するものであります。なお、商工会の発行予定金額は、1,000万ということでございます。

第40款土木費は3,030万円の増額で、内容は、道路維持費で道路維持補修工事費500万円の追加、道路新設改良費で、地方道路臨時交付金事業（町道上坪名和神社線）関係が2,030万円及び単独道路整備事業500万円を追加し、小幅なものではありますが、地元企業の安心実現の施策展開を予定したところであります。

以上で、議案第163号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 一般会計につきましては、今定例会の初日、ほんの1

0日前、12月9日にいったん補正が採決されたばかりではありますが、この経済不況、真っ只中の中、国の方では二次補正がなかなか進まない状況の中、町の方としてはできることは次々やっていこうということで、今回、再補正ということで金額は必ずしも大きな金額にはなってませんが、そのすばやい対応、前向きな姿勢、これは本当にありがたいと言いますか、高く評価しなければならないというふうに冒頭申し上げたいと思います。

一点だけ質問をさせていただきます。商工会の方で発行されるお買い物券についてでございます。この関係でわたしも一般質問で類似するようなことを提案させていただいておまして、今回商工会がこういう事業に取り組まれるということも合わせてほんとうに評価したいと思うわけですが、500円綴りが22枚、1万1,000円の商品券を1万円で販売すると1割お得になるわけで、その1割増しの部分の80%を町の予算で補助しようということでございます。

町内の生活者の皆さんも今まあ家計が苦しい中、あるいは商工業者の皆さんも年の瀬を迎えて大変な中、いい取り組みだとは思いますが、如何せん全体で1,000冊合計にしまして1,100万円分、若干ちょっと金額が少なすぎないかと。もっと発行してもいいのではないかとというふうに思うわけですし、まあ、聞きましたら商工会さんの方も新たに取り組むということで、本来500冊ぐらいいこうかというのをまあ町の方で後押しして1,000冊ということのようではありますが、わたしはこれ早期に皆さんに、住民の皆さんにしっかりPRし、しっかり利用していただかなければならないと思っておるわけですし、その場合ですね、年内とかに例えば売り切れましたという状況が望ましいわけですが、そういった場合にですね、追加で商工会の方で事業を継続される場合、町の方として同様に補助するお考えがおありなのかどうか、この1点だけをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。まあこれは商工会の皆さんがいろいろ議論される中で、やはり町内の消費が落ち込んでおる、町内の商工業者の皆さんの支援をしていかなければならないというところの中で事業を計画されたところでございます。その相談をいただきまして、これは議会中ではございました。一般質問も終わった後でありましたけれども、まあそういった背景もございまして、商工会の皆さんがそういった強い思いで取り組まれることに町としてもできるだけの支援をしようということで、わたしとしても決断をしたところでございます。今のご指摘のように、最初500万という申し出をいただきました。500万は少ないでと、せめて1,000万とって1,000万にされたわけでありますが、ただ初めての、お買い物券というものは、実際に商工会発行しておられますけれども、プレミアムをつけるということで、1割増の商品券を出されるわけでありま

す。利用期間が6カ月という限られた期間の商品でもございますので、商工会の方の初めての取り組みということで、少し不安な部分もあるんじゃないかなというふうに思っているところでありますが、まあいい機会でもありますし、是非早くやって年末年始の商品に結び付けて欲しいということで、事業の実施も早めてもらうような話をしながらこれを取り組んだ経過もあるわけでありましたが、おっしゃいますように初めての取り組みでございますので、町としてもいろんな形でPRをお手伝いしていきたいなというふうに思っておりますし、またこの情報をマスコミの皆さんもお伝えいただければ町民にも届くんだろうと思っておりますし、商工会もまたそういったPRもしていかれるんだろうと思っております。

で、その結果、その状況を少しみせていただく中でまた追加の状況、効果があるようでしたら、追加についても考えていきたいというふうに思っておりますけれども、ただその場合、わたしとしても決断をしたいと思っておりますけれど、あくまでも予算ということで、議員の皆さんのご理解をいただかなければならないというふうに思っておりますので、場合によりましては、本当に好調でそれがもっと需要があって本当に町内の消費が伸びていくという状況が即ち効果が見えるようでありましたら、わたしとしては皆さん方にもご相談をしながら、予備費の流用をしてでも即ち対応するような考え方は持って向きたいなというふうに思っておりますのでございます。以上であります。

「議長、8番」と呼ぶものあり。]

○議員（1番 近藤大介君） 了解です。

〔 「議長」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） ちょっとお待ちください。町長。いいですか。引き続き。

○町長（山口隆之君） あ、申し訳ございません。わたしの勘違いでございます。お買い物券は期間が6カ月間という期間があるんですが、このプレミアムの商品券につきましては、3月末までということでの期限ということでございますので、3カ月ちょっとということになるかというふうに思っております。訂正させていただきます。失礼しました。

○議員（1番 近藤大介君） 了解です。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） わたしも聞いた時にびっくりいたしまして、え、3カ月のはずでしたかと思っておりました。それです、今増やして欲しいという近藤議員の意見でしたのですが、わたしは期間をですね、大変短く3カ月ですので、券を持っていてですね、もし置き忘れておったとかというようなことになっての後でのことは考えていただけないだろうかということをお心配しました。1、2、3カ月ですと

ね、すぐ来るんですよ。他の商品券でも一緒ですけど。これが有効期間が長いといいますが、そういうのは考えていただけないものでしょうか。あとのもし忘れた場合があればどういうふうになりますか。もう有効期限ですから使えないものと扱うということになるでしょうけれど。そこら辺のところ。

○議長（鹿島 功君） はい、あの岩井議員、これの詳しいことにつきまして、執行部はこの助成をするということですので、詳しいことについては、これ商工会の事業でございます。そういう意味で踏まえてですね、もし答弁ができれば、はい、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんのご質問ですが、先ほどありますようにこれは商工会が行なわれる事業、それに対して町がその一部を支援すると、後押しをするということでございますので、今おっしゃったようなことというのは、商工会でご判断をされるんだろうというふうに思っております。

ただ私なり商工会との話をする中で感じておりますのは、今回の商品券、通常出しておられるお買い物券というのは、ある程度人からいただいたりとか、あるいはちょっと買っておこうかというところでの券ですから、もらった人がついつい忘れてしまうということはあると思うんですけど、今回の場合は何か買おうと、買う時に少し有利だからお買い物券を買って町内で買おうかなというような方々が、お買い求めになるのではないかなというふうに思っておるところでありますから、そんなに忘れるというような、本当に買い物をしようといって買われる人だからそこはあまりないのではないかなというふうな商工会の考え方も聞いておるところでありますし、またある意味あまり長くするということは、今の年末のこのときに消費を高めていかなくちやならないのに、やっぱり集中的に町内の皆さんに消費をしていただくということから考えれば、あまり期間は長くないほうが返って効果はあるのではないかなという考え方もあるのではないかなというふうに思っていますが、いずれにしてもこの問題は商工会の方で検討されることだろうというふうに思っています。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、了解。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第163号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第163号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第 20 諮問第 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 20、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび金田隆介さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

金田さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

簡単にご経歴をご紹介しますと、金田さんは長年にわたり中学校教諭として勤務された後、平成 6 年 4 月から平成 13 年 3 月まで米子市立車尾小学校長として勤められ定年退職、同年 4 月から、平成 16 年 10 月まで米子市人権教育推進員を努められた方であります。平成 18 年 4 月からは、人権擁護委員としてご尽力を賜っており、現在は、鳥取県人権擁護委員連合会理事としてもご活躍をいただいております。

なお、発令期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、諮問第 2 号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第 21 陳情第 29 号～日程 24 陳情第 34 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 21、陳情第 29 号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情についてから、日程第 24、陳情第 34 号 すべての子ども

もたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情についてまで、計4件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） はい、議長。ただいま議題となりました 陳情第29号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情から、陳情第31号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情、陳情第32号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情、及び、陳情第34号すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情についてまで、計4件の陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査の年月日は、平成20年12月15日、17日、2日間。審査人数は全員の7名です。

まず陳情第29号は、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情であります。障害者の自立支援法の施行に伴い、事業の継続が困難となっており、事業者報酬等の抜本的見直しが求められるため、多数決により採択と決しました。

次に、陳情第31号は、地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情であります。地域生活支援事業は、障害者の方が安心して生活を送るために必要な事業であり、財源不足に悩む地方自治体へ一層の補助を求めることは必要であるため、全会一致で採択と決しました。

次に、陳情第32号は、日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情であります。大山町の地域生活支援事業では、すでに応益負担の見直しがなされ、利用者負担の軽減が図られているため、不採択と決しました。

次に、陳情第34号は、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情であります。昨今の不景気の中、安心して子どもを産み育てる環境の整備は国の重要課題であり、予算の増額は必要であるため、多数決により採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査の結果を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第29号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第29号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第29号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第31号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第31号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第31号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第32号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直し求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

〔「議長、11番」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（5番 諸遊壊司君） 委員長は、町が十分に補助しているから、まあ反対、質問の時が良かったかもしれんですけど、これを不採択とされたようですけども、この陳情は国に対して、相応の負担が国の利用者の必要でないかということでござい

ます。町にしてくださいじゃなくして、国にもっと補助を出すべきじゃないかという陳情だと思っています。で、大山町は確かに補助しているかもしれんですけども、国にもっと補助するべきだという陳情ですので、わたしは採択すべきでないかなと思いますけど。

○議長（鹿島 功君） 他にありますか。ではこれについて賛成の討論をお願いいたします。ありませんか。3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） この陳情はですね、大山町議会に宛てておりますので。先ほどの諸遊議員の意見ですけれども、陳情審査において、この陳情は大山町議会に宛てて出しておられます。そして、この大山町では、地域生活支援事業の応益負担の見直しはされているということで不採択になりました。

○議長（鹿島 功君） 最終意見はどっち。討論ですので。賛成ということですね。はい、分かりました。

○議員（3番 吉原美智恵君） ですので、賛成いたします。

○議長（鹿島 功君） これで討論を終わりたいと思います。これから陳情第32号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第32号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第34号 すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第34号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第34号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

〔議長、休憩〕と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第 25、大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

この特別委員会は、さる 11 月 25 日、赤松分校保護者会代表から陳情第 35 号「大山町赤松分校校舎の耐震工事の早期着工を求める陳情」が提出されたため、赤松分校の耐震工事に係る様々な課題の調査研究と陳情第 35 号の審査を付託するため、12 月定例会の初日、議員発議により設置されたもので、12 月 11 日と本日の 2 日間審議が行われました。

それでは、調査結果の報告を求めます。大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長 荒松廣志君。

○大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長（荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題調査について、特別委員会の調査結果の報告をいたします。

調査年月日は、平成 20 年 12 月 11 日と本日 12 月 19 日の 2 日間であります。調査人数は、特別委員会委員全員の 10 人であります。

当特別委員会に付託された案件は、さる 11 月 25 日に大山小学校赤松分校保護者会代表から提出されました陳情第 35 号「大山町赤松分校校舎の耐震工事の早期着工を求める陳情」の審査及びこの陳情に係る諸課題の調査研究であります。

陳情のあった赤松分校校舎の耐震工事と分校統合の問題は、まったく別の問題であるという認識は、委員全員持ち合わせていましたが、陳情を審査する過程においては、将来の大山町を担う子どもたちの学習の場、人間関係づくりの場として、ふさわしい小学校のあり方についても、議論すべきという観点から、一步踏み込んで審議を行いました。

各委員からは、現在示されています耐震工事の工法、筋かいだらけの工法に対する疑問の声や、中学校のあり方、保育所のあり方等を踏まえ、慎重に審議すべき、あるいは耐震と統合の問題は表裏一体、今定例会中に結論を出すべきではなく、地元の合意形成も含め、もう少し時間をかけて協議すべきという声もありました。

一方、町内の各小学校の教育環境には差異があり、この均等化を図り、子どもたちには最適な教育環境の中で、学習させるためにはどういう姿が望ましいか、或いは予算に関しても、大山地区小学校の教育予算を平等に配分できる体制の構築を図るべき、また赤松分校保護者が主張されている、地域と密接につながった学習というのは、大

山小学校本校でも、大山西小学校でも行なっている等の意見もありました。

先般の大山町教育審議会において「大山地区の小学校のあり方について」答申が出されました。大山町教育委員会は、この答申を踏まえ「大山地区の小学校のあり方について」の方針を先ごろ決定いたしております。

わたしたち大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題調査特別委員会は、陳情の思いや、結論を出すには十分な協議を経た後に出すべきであるという意見に配慮しつつも、大山町教育審議会答申や大山町教育委員会の方針を尊重し、これからの子どもたちの人間関係づくり、学習環境の公平的整備、町の財政も考慮し、教育審議会答申に付記されています「配慮すべき事項」が具現化されることを条件に、今回の耐震補強工事は、行うべきではないという結論に達しました。

赤松分校校舎の耐震工事の早期着工を求める陳情については、以上のような理由について不採択であると決しました。

以上で、大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題調査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） ただいま、大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長から調査結果の報告がありました。

これについて、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 赤松分校の耐震補強問題をどうするかということで、特別委員会を設置し、委員の皆さん方には慎重審議をいただいたわけですが、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、そもそもこの問題は赤松分校が、赤松分校の対震度が著しく低い結果が出たことから緊急避難措置として体育館での授業をせざるを得なくなり、また12月からは、大山小学校本校で授業を行うということになっておるわけです。その過程の中で、経過の中で赤松地域の保護者の方々は、終始一貫、分校でもう一度授業が再開されることを望んできておられます。今回の陳情も、分校での教育再開のための耐震工事を求めるという陳情になっておるわけです。

そこで委員長にお尋ねするわけですが、確かに耐震補強をすればとした場合、筋交いが多く入り、校舎が相当老朽化しているために費用的にも相当に割高になるというふうに聞いておりますので、費用対効果としては、大変乏しいというふうにわたし自身も考えるわけですが、委員会の結論として「だから耐震工事は必要ではない」ということなわけですが、であるのであれば、その新築だったらいいのか、その辺のことについての可能性はどのように考えられるのかということがまず一点。

もう一点といたしまして、今現在で行われているのは、あくまで緊急避難措置です。

仮に教育審議会の答申、わたしもこれは最大限尊重とすべきだとは考えていますが、答申の通り、統合すると早期に住民の合意が得られればいいわけですが、住民合意がなかなか得がたい場合はどうするか、強制的に4月から本校に統合すべきというふうに委員会としては判断されたのか、あるいは別の方法で緊急避難措置を解決すべきだお考えなのか、あるいはそのまま問題が解決するまで緊急避難措置を続けるのがいいというふうにお考えなのか、この辺りことについてもう少し教えていただければというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長、荒松廣志君。

○大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長（荒松廣志君） ただいまの近藤議員の質問にお答えしたいと思います。まず了解していただきたいと思いますが、私が答弁できるのは委員会の中での調査の内容についての答弁しかできませんことをまずお断りしておきます。

そこで、この先ほど質問にありました耐震補強工事が、成される設計書を見たときに確かにああいう筋交いだけの校舎ではどうかということとは疑問が残りますし、それからこの陳情書はあくまでも耐震補強工事を早期にやって、それから分校での授業を再開してくれという陳情であります。

ただ先ほどの委員長報告で申し上げましたが、われわれは、教育審議会の二次答申も踏まえて、ここまで踏み込んでいかどうか疑問もありましたが、踏み込んだ協議もしてきました。質問の中であったこの緊急避難を今後どうするとか、こういうことについてわれわれの委員会としての意見は申し上げられません。あくまでもこれは事務局の方がこれから地元の方と協議して結論を出されるべき問題で、委員会としてそこまでは答弁できないというふうに考えます。以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 再度確認のためにお尋ねをいたします。確かに今回、大山小学校赤松分校保護者会から出されております陳情書は、大山町赤松分校校舎の耐震工事の早期着工を求める陳情書ではあります。委員長から詳しく説明がありましたけれども、そういった内容で陳情を採択すべきではないという考えは理解はできるわけですが、ただこの陳情の本来の趣旨としては、赤松分校の教室での授業再開を願う、これが、これこそが分校の保護者会の皆さんの陳情の趣旨であるようにわたしは考えます。であるならば、であるならばですよ、特別委員会としてはその早期の授業再開、分校での授業再開を願うその保護者会の方々に対して、それがイエスなのかノーなのかを答える必要があるようにわたしは思うわけですが、今回の委員長報告ではそれが答えられた内容になってないようにわたしは思うわけです。

ということは、委員会としてはあくまで耐震工事をすべきでないという考えであって、これから地元と協議する上です、場合によってはその建て替えするという内容を否定する内容ではないんだというふうに理解してよろしいのかということがまず一点。

それからもう一つ、これは若干質問とは違うわけですが、そういったことでその統合問題どうするかということで結論が出ているわけではありません。今回、この赤松分校保護者から出た陳情書に合わせて特別委員会を設けておるわけですが、冒頭議長も言われたようにですね、今回の赤松分校の耐震問題に端を発したさまざまな課題を調査研究するために、この特別委員会が設けられておるわけですから、特別委員会が引き続き、この赤松分校をこれからどうするかという問題について調査を継続されるべきだと考えますが、その点については委員長はどのように考えられるのか、以上2点お答えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 特別委員長、荒松廣志君。

○大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長（荒松廣志君） 議長。再度の質問にお答えいたします。

まず、最初の質問の答弁で申し上げましたが、われわれは、この陳情書の願いをまず結論を出すべきだという考えが一点。それから先ほどの質問で答弁を落としましたが、じゃあ新築はどうかという点、それからこの委員会をもっと継続して慎重に審査すべきという3点であると思いますが、新築工事、新築するかどうかというのは、これは教育委員会の方で判断されることであって、われわれはその判断に対して議員としての立場で判断すべきであって、この特別委員会で耐震が駄目ならほんなら新築しなさいとか、というところまでは踏み込めないように考えます。あの、今の委員会をもっと継続してやっていくべきというご意見でございますけれど、われわれこの委員長の報告、委員会の中で申し上げましたが、われわれの任期はもう3月までであります。その間に果たしてこれ継続して結論を出して伸ばしていいのか、われわれは議員として、われわれの態度を明確にすることによって教育委員会等が問題については協議し解決していく問題であるというふうに思います。以上です。答弁になってないかもしれませんが、概要として以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 了解です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

○議長（鹿島 功君） 16番、椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 委員会での意見、私の意見も多く取り入れていただきましたが、継続を求めるといっては反対討論としては趣旨に合いませんので、質疑の場で委員長に確認していきたいと思いますが、教育委員会によります小学校のあり方の白紙の状態からスタートすべき地元説明会だと思います。

また、統合の問題にこれは多く関わっているわけですから、当然、今議会で結論を出すのには、大変影響が大きいと考えています。なぜならば、地元の意向を調査して把握することなく、議会が結論を先導する恐れがあるわけですから。

まず、重要なのは、地元のそしてまたあるいは教育委員会執行部の選択肢を例えば耐震化する、あるいは統合する、あるいは建て替えをする、というような選択肢を今することについて奪うのではないかと、恐れがあるわけです。そういう意味で継続審査をして慎重に行うべきだという意見を述べさせていただいたわけですが、確認しますと白紙の状態からスタートすべきこの地元説明会統合問題に大きな影響を与えすぎないかという点で委員長どういうふうにお考えでしょうかと質問したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 特別委員会委員長、荒松廣志君。

○大山小学校赤松分校校舎耐震補強問題等調査特別委員会委員長（荒松廣志君） 椎木議員さんの質問にお答えいたしますけれど、われわれ議員は、与えられた職責は、ご承知の通りだと思います。その結論を先導させる恐れということは、そこまでわたしは考えるべきじゃないと思います。それは、これだけしっかりした教育委員会事務局なり執行部が付いておりますと。その辺については十分配慮した進め方なり結論を出していただけるものと確信しております。それと伸ばすべきでないというご両名のご意見でございますけども、やはり議員は議員としての立場での結論は速やかに出すことが大事だという観点は一緒でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、反対討論をお願いします。

○議長（鹿島 功君） はい、近藤大介君、前に出てください。

○議員（1番 近藤大介君） 反対討論を申し上げる前に一言申し上げたいと思いません。

赤松分校の問題については、耐震度が著しく低いことがわかって以来、保護者の皆さん、先生方、あるいは教育委員会の皆さん、町長はじめわれわれ議員も、赤松の子どもたちにとって何が最善であるのか、第一に考えてきました。今回の特別委員会でもそうであったと思います。これから先、この問題がどのような結論に落ち着くのか、今はまだ分からないわけですが、例えそれがどのような結論であったとしても、その結論は今の大山町として出しうる最善のものであり、また、そうなるようわれわれ大人たちは、引き続き努力していくのだということをこの問題の議論には赤松の子どもたち参加していないわけですから、子どもたちへのメッセージとして送りたいと

思います。

それでは、反対討論をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、今回の問題については、赤松分校に籍を置く児童にとって、どのような教育環境が望ましいのか、そういった観点を十分に踏まえた上で、特別委員会で大変真摯な議論がなされてきているわけですが、私が思いますには、大変重要かつ切実な問題である学校統合問題と密接に関わるこの耐震問題について、地域住民の合意形成、そういう視点が、合意形成の尊重の視点が欠けているのではないかというふうに思っています。

大山町は歴史のある町です。なかでも信仰の山、大山のお膝元である大山地区は特に歴史の古い地域です。今回、耐震工事を保護者が求めている赤松分校も、その歴史は古く、明治6年に大山小学校が誕生した翌年に開校し、以来、134年、赤松地区の学び舎として地域の人たちに愛され、地域の子供たちを育んできました。交通機関の発達や児童数の減少により、全国の多くの分校が廃校になっていく中、調べてはおりませんが、今現在、赤松分校ほど歴史があり、なおかつ20名近い児童が通うような分校は、全国にはそうはないというふうに思っております。

私は、本陳情を判断するとき、分校であるためその卒業生は1000人に満たないかもしれませんが、134年にわたり地域の教育を支え、多くの人材を輩出してきた分校の歴史、そこから巣立ち、そして赤松に根ざし分校を支え続けてきた地元の方々の思いを無視して考えることはできないように思います。

確かに、教育審議会の答申にあるように、分校での「複式学級は解消するのが望ましい」のかもしれませんが、分校では児童数が少なすぎて人間関係づくりの場として不十分な面もあるかもしれません。スクールバスにより通学の利便も確保され、もはや分校としての存在意義を失っているのかもしれませんが。

実のところ、私自身、赤松の保護者の方々が、なぜこれほどまで分校の存続にこだわれるのか理解ができず、保護者の方々に直接伺って見たわけですが、分校は、小さいなりに保護者や地域のまとまりもよく、地域の大人が本校以上に積極的に学校行事に関わっているということ、複式かもしれないけれども、少人数教育の良さもあること、赤松池でのカヌー体験など、赤松分校だからこそできる行事があることなどを上げられました。分校の卒業生ではない、大きな小学校を卒業し、赤松の方のところに嫁いでおられるお母さん方もそういうことを言われるわけです。

赤松の保護者や住民の方々は、赤松分校、赤松分校での教育に、本当に誇りと自信を持っておられます。分校存続にこだわる赤松の保護者の方々に対して、それは地域エゴではないかという声もありますけれど、自らを育てくれた学び舎、我が子を通わせる学び舎に深い愛着を持ち、誇りに思いそれを守ろうとする気持ちがエゴであるとは私は思いません。

学校教育は、保護者はもちろん地域住民の理解と協力なしには、成立しえないこと

から考えても、赤松分校を本校に統合すべきか否かは、大山小学校区の住民の皆さん、取り分け赤松の住民の皆さんの意見を最大限配慮すべきであるとわたしは考えます。

少子化が進み、大山町内の年間の出生数が100人を切ろうとしている今日、80世帯に満たない赤松部落には、現在17人の小学生がおられ当面はこの程度の人数が維持できる見込みです。

また、赤松は、米子市内まで車で15分と交通の利便も良く、森林に囲まれた集落内にある分校のそばには、田園が広がり背後には赤松の池と自然環境にも大変恵まれており、今後の施策のあり方によっては、今後も人口増加が期待できる地域だとわたしは思います。

今回、赤松分校保護者会の皆さんは、耐震工事の早期着工を求めて陳情しておられますが、その本旨は、赤松分校の存続を願うものです。

耐震工事をする場合、費用は約8,000万円ですが、建物の老朽化が著しく、費用が割高な上、教育環境として向上するわけでもありませんが、仮に分校を建替える場合、その費用は約2億円、このうち大山町の負担はざっと6,000万円です。分校維持のために、町は年間約400万円支出していますが、分校があることにより交付税の収入の加算金が1千数百万円ありますから、分校の耐震工事はもとより、建替えた場合でも、町財政にとってはそれほど大きな負担にはなりません。

今、赤松分校を建替えておけば、将来的に分校が本校に統合された場合であっても、空き校舎は、赤松の池を生かした教育研修施設等での再活用なども期待できる事から、無駄な投資にならないことを考え合わせるのであれば、地元の住民が、これだけ熱意をもって分校存続を訴えている今、強引に学校統合を進めていく必要は全くないとわたしは思うわけです。

委員長報告では、本陳情を不採択とする事は、必ずしも建替えによる分校存続の道を閉ざすものではないということではありましたが、もはや耐震問題が学校統合と不可分になっている今、この陳情を不採択とすれば、議会は地域住民の合意形成を待たずして、学校統合を結論づけたかのように町民に誤解されるのではないかとわたしは思います。

昨日、教育委員会が赤松部落で開催した学校統合に関する説明会では、半数以上の住民が統合に反対しておられたというふうに聞いております。

わたしは教育審議会の答申を尊重しますけれども、それ以上に、住民の合意形成を尊重すべきと考えます。何より、当事者である子供達、本校に統合になるのか、分校に戻るのか、不安定な環境で日々不安に感じている分校児童たちに、安心して学べる教育環境を取り戻してやらなければなりません。

赤松や一の谷の住民の方々が、学校統合を望まれるのであれば別であります。性急な統合推進は行政への不信を招きかねません。

よって、私は、本陳情を採択した上、町長に対し、本年度中に学校統合の合意形成が得がたい場合は、早急に赤松分校校舎の新築を求める意見書を提出すべきとの考えを申し上げ、委員長報告に対しての反対討論といたします。

○議長（鹿島 功君） 次に、賛成討論を許します。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 12番、足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 12番の足立です。議長の許しを得ましたので、賛成討論をさせていただきます。この赤松分校の耐震、これの調査特別委員会の一員であるということも申し添えて賛成討論に入らせていただきます。

まずは、先般この委員会、第1回目を開きました。これが12月の11日でした。この後、結構この放送を観られた町民の方からいろいろな意見をいただきました。概ね、「あそこの分校で大丈夫かいや」「あそこまでもう古くなっているのを本当に耐震なんかで大丈夫なんかいや」という意見、それから、「やっぱり子どもたちのことを考えれば本校で一緒にやってもらったほうがいいんじゃないか」というような意見、さまざまいただきました。だいたい今までの間に40名近くの方から電話をいただいたり、実際に会いに来られたりということがありました。で、その中でちょっと特長的なことが一つありましたので報告させていただきます。

それはですね、近藤議員の方の署名のこともちょっと出たと思いますが、実際町民の方、かなりのこの赤松分校の耐震工事に対しての賛成署名を出しておられます。でもこの放送があった後ですね、「わしゃあ、反対の署名したけども、ように聞くとちょっとまずいな」「まずかった」という方も何人かおられました。まあこういう署名につきましては、前この9月、6月の道路の問題のときにもやはり署名の問題等ありまして、やはりこういう署名を出していただく方には、本当にきちんとやっていただきたいというふうに思う次第であります。それはちょっと横に逸れましたが。

そういう中で、今日も委員会の中でいろいろ議論いたしました。で、議論の中では、まず今緊急避難ということで、大山の、大山小学校の本校に来ている子どもたちの状況、これの報告があり、教育民生常任委員会の方々の意見によれば、少し異常な事態だなと。せっかく本校に行っていないながら、給食は別だし授業は別だし、本校の子どもと交じあうようなところがあまりない、異常な事態だという報告を受けております。

それから耐震の工事に関しましては、先ほどからいろいろ出ておりますが、もう非常にもろい建物だ、少々お金を掛けたぐらいでは駄目だからということで今回大変な8,000万近くの前算が掛かるわけです。

そういう状況の中、わたしたちは統合に関して確かに問題を抱えておりますので、近藤議員のように統合の方を検討すべきじゃないかという意見もありますが、議会として委員会として受けたのはあくまでこの耐震工事を早くやってくれということであ

ります。その背景にあるのが統合問題ということで、で、そういう状況にあるならば、この耐震の工事の結論は早く出して、で、次の統合に向けての検討を早急にやっていただく、それが筋じゃないかなというふうに思っております。そういう意味でこの緊急避難の状況も鑑みて、今回この19日に早急に結論を出すという方向性を打ち出したということでもあります。

委員長は、その辺さらっと言われましたけれども、そういう形の中でやっぱりきちんと早く結論を出して、その次の統合問題をもっと真剣にやっていただきたい。その中で実際に、どうしても統合はいやだと、赤松分校を存続させるんだということになれば、新築という案も検討しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

実際に校舎、今ある校舎をですね、直して使いやすい形の校舎になるのかなというのは、おそらくほとんどの議員の方が、あの図面を見れば疑問を持たれたことではないかなというふうに思います。ですから本当に統合はしないと、いう結論に達すれば僕は新築というのも視野に入れていいんじゃないかなと思います。

で、特に子どもたちを、先ほど近藤議員も言われましたように、これの問題で1番の問題はやっぱり子どもたちをどうするかということです。僕は11日の委員会するときにも申し上げましたが、僕らが通っていた大山分校は3学年の複式、1年生から3年生、4年生から6年生、で、確かに3学年非常に子どもたちは助け合って仲良くなりますし、地域の人助けがないととても学校の活動なんかできませんので、そりゃあ必然的に地域にある分校ということで、非常に皆さんから愛していただくことはできます。

ただ、本当にその子どもたちにとって親は何を考えなきゃいけないのか、子どもたちは生まれてきたときには、本当にたくさんの可能性を持って生まれるわけです。何かを選ぶということは、そこで他の可能性は捨てるということです。俺たち大人は、議員は、やっぱりこの赤松分校の子どもたちにどうやってその大きな可能性を残してやれるのか。それを考えたらやはりここまで少なくなっているいろんな授業、いろんな体験ができない状況というのは、逆に子どもたちにとっては不幸じゃないかなと僕は思います。

僕自身、分校で育って、本当は僕、まあ運動神経あまり良くありませんけれど、野球やりたかったです、子どもの時。だけどそんな野球部なんかできる人数もおりませんし、グラウンドもないし、で、中学校になってから野球部の門叩いた時には、本校の子どもたちにはかなわないわけですよね。そういう経験はいろんなところでいっぱいしております。だから、そりゃあ確かに赤松にも同級生いっぱいいますし、「トシ、なんでお前がこんな反対するだあ」みたいなこともいっぱい言われてますけれども、でもやっぱり、子どもたちのことを思ったら、僕は絶対本校と一緒に学んで欲しいなというふうに思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次に、反対討論を許します。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。賛成討論。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 賛成討論をいたします。僻地教育振興法が、昭和29年6月1日に制定されています。定義は第2条に謳ってあります。この法律において、僻地学校とは交通条件及び自然的、経済的、文化的条件に恵まれていない山間地、離島、その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに学校給食法第5条の2に認定する施設をいうと定めています。

この定義を見るとき、交通条件については、道路網が既に改良整備されています。スクールバスによる登下校は町内各校と比較して全く同じ条件と言えます。更に赤松校区が自然的、経済的、文化的に恵まれていないとは思いません。反対に先進地であるとさえ言えます。赤松分校の存続は、今やこの定義に抵触するとさえ言えます。赤松分校に関する問題は、教育の原点において議論すべきであります。

教育の原点とは、広義には社会的同化作用と言われています。学力とは、知識と実践力を身につけることであります。子どもたちは権利の主体者であります。適正な教育環境を行政的に保障しなければなりません。その責務は、執行機関と議会にあります。教育審議会の答申は、大山地区は大山小学校と、大山西小学校の2校が望ましいとしています。答申は教育委員会も議会も尊重しなければなりません。

この陳情について、私は政策提言と受け取っています。この重大な局面において、二元代表制の形態をとる地方自治体の議会の使命が問われます。2つの代表機関、議会と町は、共に町民の信託を受け活動し、議会は多数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、大山町の意思決定を導く共通の使命が果たされています。迷った時には原点に戻れといわれます。教育は、100年の大計であります。「百尺の竿頭一步を進む」ということわざもあります。

議会は今や決断の時であります。特別委員会の労をたたえとし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（鹿島 功君） ここで皆様にお断りをしたいと思います。12時を過ぎましたが、後の諸般の事情もありましてこのまま延長したいと思います。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第35号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。したがって、陳情第35号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . -----

日程第26 発議案第20号

○議長（鹿島 功君） 日程第26、発議案第20号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君。

○提出者（教育民生常任委員長 秋田美喜雄君） はい、議長。発議案第20号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第20号は、教育民生常任委員会で、採択すべきものと決しましたので意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

発議案第20号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書、障害者自立支援法の施行により、報酬の引き下げが実施されるとともに月額払いの報酬が日額払いに変更されたために一段と経営困難が深まり、職員給与の引き下げを行わざるを得ない事業所が生まれ、退職者が増えると共に人材確保が困難となっています。

さらに新サービス体系に移行すれば、更なる報酬の引き下げが懸念される事から、事業者・職員に強い不安が広がり毎年の退職者に歯止めがかからず、多くの事業所は、安定的な事業運営と人材確保が困難となり、利用者サービスの質の低下や日々の運営に苦慮しています。また業務量は契約制による事務量の膨大化や情報公開に対応する業務、報酬の日額払い変更のための事務量の増大等々、人員不足の中で事業所は、大変な困難を抱えています。

こうした現状を抜本的に改善するためにも、報酬の日額払いを月額払いに戻すとともに報酬を抜本的に改善して、事業の継続性、安定性の確保のための措置をされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月19日、鳥取県大山町議会、提出先は、厚生労働大臣、財務大臣でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 発議案第21号

○議長（鹿島 功君） 日程第27、発議案第21号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君。

○提出者（教育民生常任委員長 秋田美喜雄君） 発議案第21号、朗読に代えて発議案の意見書の提出について朗読させていただきます。

地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての意見書、障害者自立支援法では、地方自治体の事業として位置づけている地域生活支援事業に対する国の補助が、その実績に対する補助ではないため移動支援やコミュニケーション事業、日中一時支援事業等、障害者が安心して地域生活を送るために必要な福祉サービスの提供や支援・基盤整備は、地方自治体の財源不足から支障をきたしており、このままでは地域で孤立する障害者をつくりだしかねません。

障害者が地域で住民とともに安心して生活を送ることができるようにするためにも、地域生活支援事業に対する国の補助は、自治体の実績に対し50%を国の負担金制度とされるように要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。昭和20年12月19日、鳥取県大山町議会、提出先は厚生労働大臣、財務大臣であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 委員長、日付が、訂正を。

○提出者（教育民生常任委員長 秋田美喜雄君） あ、失礼しました。平成20年12月19日。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 発議案第 22 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 28、発議案第 22 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君。

○提出者（教育民生常任委員長 秋田美喜雄君） はい、議長。発議案第 22 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の提出について、意見書を朗読します。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

2006 年以降、第 165 回臨時国会・第 166 回通常国会・第 169 回通常国会において「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書」が衆・参両院で全会派一致で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならない。

ところがこの間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容とは逆行するものである。

こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により、子どもが受ける保育のレベルにも格差を生じることになる。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育・子育て支援施策を大幅に拡充することである。

よって大山町議会は、関係機関において下記項目の具体化をはかられるよう、強く要請する。

1. 児童福祉法 24 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
2. 保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。
3. 待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。
4. 保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 20 年 12 月 19 日鳥取県大山町議会、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化対策

担当大臣でございます。

○議長（鹿島 功君） 続行ということをおっしゃっていましたが、かなり当初より時間が経過いたしましたので、ここで10分間休憩いたしまして、残りを審議したいと思いますので、10分間休憩したいと思います。再開を12時30分から。

午後12時17分 休憩

午後12時30分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第29、議員派遣について議題とします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、平成21年2月4日に開催されます鳥取県町村議会広報研修会に6人の議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第30 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査について～

日程第31 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第30及び日程第31、計2件の経済建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布していま

す申し出書のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請及び陳情第19号 町有林の整備、管理についての要望の計2件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第13号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 続きまして、陳情第19号 町有林の整備、管理についての要望についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第19号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第32、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています申し出書のとおり、陳情第21号 2200億円の社会保障抑制をやめ消費税引き上げに反対する意見書の採択を求める陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第21号 2200億円の社会保障抑制をやめ消費税引き上げに反対する意見書の採択を求める陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第21号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第33 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について～

日程第36 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 日程第33から日程第36、計4件の教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布してあります申し出書のとおり、陳情第28号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情、陳情第30号 障害児デイサービスの存続を求める陳情、陳情第33号 動物移動（訪問）火葬車の不使用を求める陳情、陳情第36号 グラウンドゴルフコート整備を求める陳情の計4件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第28号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第28号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第30号 障害児デイサービスの存続を求める陳情についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第30号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第33号 動物移動（訪問）火葬車の不使用を求める陳情についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第33号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第36号 グラウンドゴルフコート整備を求める陳情についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第36号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第37 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第37、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第38 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第38、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第39 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第39、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第40、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において、議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成20年第11回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後12時36分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員